

特許分類について

角田 朗*

初めて特許業務に関わる方や、これから本格的に特許調査に取り組む方に向け、特許分類とはどのようなものか平易に解説した。特許分類をイメージしやすくするため、特許分類を生物学の分類と比較した。次に、国際特許分類についてその概要を説明した。我が国独自の特許分類である FI、ファセット分類記号、F タームについても、国際特許分類と比較しながら、その概要を解説した。分類付与の実際についても説明した。加えて、外国の特許分類である CPC と US クラスについても簡単に紹介した。最後に、特許分類の調べ方と分類を使って検索する際に、知っておくべき注意点を解説した。

キーワード：国際特許分類、IPC、FI、F ターム、特許分類の付与、発明主題

1. はじめに

特許分類とはどのようなものか、初めて特許業務に携わる方や、これから本格的に特許調査を行う方に向け、平易に解説した。特許分類を理解して検索に用いれば、特許調査の効率は著しく向上する。逆に、特許分類を使わずに、精度の高い特許検索を行うことは難しい。

2. 特許分類とは

2.1 特許分類の必要性

特許分類とは、発明の内容を表すインデックス（記号）である。なぜ、このような記号が必要かといえば、発明、技術を表すキーワードは多数あり、ある発明のキーワードを使って検索しても、異なる表現のキーワードで記載された文献はヒットしないためである。キーワード検索では発明に関する文献がどうしても漏れやすくなる。また、物の構造に関する発明の場合、キーワードで表現することが難しい場合もある。そのような特許出願に記載されたキーワードを事前に予想し、漏れのない検索をすることは非常に難しい。そのため、各国特許庁が特許分類を整備し、発明ごとのインデックスを用意している。

2.2 生物学の分類との類似性

特許分類は、例えてみれば生物学の分類に似ている。生物学の分類例を表 1 に示す。人間であれば、動物界⇒脊椎動物門⇒哺乳類⇒霊長目⇒ヒト科に属している。

特許分類も生物学の分類と同じく階層構造となっており、生物学の分類と似ている。ただ、特許分類が生物学の分類とは異なる点もある。それは、一つの特許公報に対して、複数の特許分類が付与されている場合が少なくないこ

表 1 生物学の分類例

界	動物界, 植物界・・・
門	脊椎動物門, 被子植物門,・・・
綱	哺乳類, 爬虫類, 両生類,・・・
目	霊長目, 肉食目,・・・
科	ヒト科, ネコ科, イヌ科・・・

とである。生物の場合は、動物と植物を兼ねることはなく、通常はある生物が複数の分類に属することはない。しかし、発明は複数の技術からなる場合が多く、特許公報には 2 つ以上の特許分類が付与される場合が多い。特許調査を行う際には、この点に良く留意する必要がある。

3. 特許分類の詳細

具体的な特許分類について解説したい。最もポピュラーなものは国際特許分類、略称 IPC (International Patent Classification) である。IPC に関する条約には 2015 年 3 月現在、62 か国が加盟している¹⁾。各国特許庁が独自に特許分類を策定すれば煩雑となるだけであるから、条約の要請の元、国際的に統一された特許分類が用意されている。ただし、国際的に統一されたというのは建前の部分もあり、同一の発明に対し各国特許庁で異なる IPC が付与されているケースも少なくない。これについては後述する。

その一方で、我が国では独自の特許分類 FI (File Index) も導入している。簡単に言うと、FI は IPC を細分化したものである。我が国で特許出願が多い分野の細分化が IPC は十分ではなく、IPC で特許検索を行っても十分な絞り込みができないことが多い。そのため、特許庁は IPC を我が国の技術に合わせて細展開した FI を用意している。

F ターム (File Forming Term) は、特許審査のための先行技術調査を迅速に行うために開発された検索インデックスで、関連先行技術を効率的に絞り込むことを目指している¹⁾。F タームは IPC や FI とは分類体系が全く異なっている。なお、海外では、CPC などの外国特許分類が用意されている。

*つのだ あきら 角田特許事務所
〒130-0022 東京都墨田区江東橋 4-24-5 協新ビル 402
Tel. 03-6659-9420 E-Mail: tsunoda@tsunoda-patent.com
(原稿受領 2016.3.22)

3.1 IPC 分類の詳細

IPC の詳細について説明する。IPC は特許出願の発明主題に対して付与される。発明主題とは、特許請求の範囲（請求項）のポイント部分と思えば良いだろう。

IPC には版があり、現在は第 8 版が運用されており、約 7 万の項目に分類されている。第 8 版では、IPC が新設または改正された年月を丸括弧で表記する。

（歯科用製剤 IPC の例） A61K6/00（2006.01）

IPC の階層は、セクション、クラス、サブクラス、メイングループ、サブグループへと細分化した構造となっている。階層が下位になるに従って技術は細分化される。

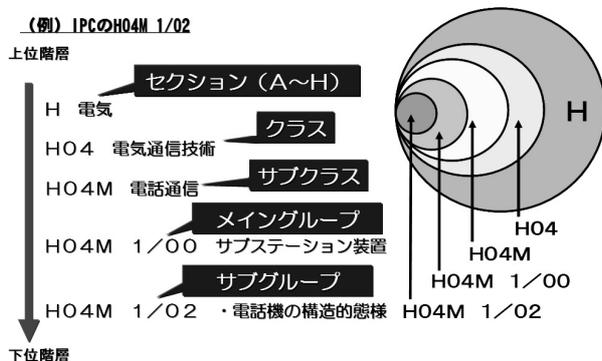


図 1 IPC の階層構造¹⁾

IPC など特許分類の階層はドット「・」を用いて表される。最上位はドットなしであり、下位分類になるに従ってドットが 1 つずつ増えて行く。例えば先行技術調査を行う際には、発明の具体例（下位概念）も検索する必要がある。逆に侵害予防調査を行う場合には、自社製品を含む可能性のある抽象的な上位概念で書かれた特許も検索する必要がある。特許分類の階層構造を利用すれば、侵害予防調査や先行技術調査もスムーズに行うことができる。

なお、特許出願時には、出願人又は代理人が願書へ IPC を記載するが、これは IPC に対する理解を深めるために行われている。願書に記載された IPC がそのまま特許公報に掲載される訳ではない。特許公報に不正確な特許分類が付与されると、特許調査を行う際の精度が下がるため、我が国では特許庁の登録調査機関が特許分類付与を行っている。

3.2. FI

我が国特有の技術分野あるいは諸外国に比べて一段と進んでいる技術分野においては、IPC をそのまま使用すると多数の特許文献が集中し、十分な絞り込みができない場合がある。そこで、特許庁は独自に IPC を細展開した FI (File Index) を設けている。FI は展開記号、分冊識別記号を IPC に付加して細分化したもので、約 19 万の項目からなる。FI は、原則として最新の IPC を細展開したものだが、一部は旧版の IPC が細展開されているものもある。

（展開記号の例） A61K6/083.500

（分冊識別記号の例） A61K6/00@A

実際に J-PlatPat の特許・実用新案分類検索を用いて、IPC=\$A61K6/00（ここで“\$”は完全一致の意味）を検索すると 2100 件以上ヒットする。一方、細分化された FI=A61K6/00@A（歯科用接着剤、前処理剤）を用いれば、ヒット件数は半分以下の 950 件程度となる。

FI も IPC と同じく特許出願の発明主題に対して付与される。我が国の運用としては、まず発明主題に対応した FI を付与し、FI を機械的に IPC へ変換している。細かい分類を粗い分類へ変換するのは機械的にできるが、粗い分類を細かい分類へ変えるには人手による再付与が必要となるからである。なお、FI が付与されるのは日本の特許・実用新案公報のみであり、外国の特許調査を行う際に FI を用いて検索することはできない。

日本の特許調査で FI を使うメリットとして、一つは日本の技術に合わせて分類が細分化され、IPC よりも高い精度の検索ができることが挙げられる。もう一つのメリットは、最新の FI を用いれば、旧 FI が付与された公報も遡及的に検索できることである。FI は 1 年に 2 回程度改正が行われているが、その際、過去に旧 FI が付与された公報へ、新 FI を付与し直す再分類が行われる。そのため、最新の FI を用いることで旧 FI が付与された文献も検索できる。IPC についても遡及データが提供されるようになってきたが、IPC の遡及データを使って検索できるデータベースは多くない。IPC の版の違いを吸収できていない場合もある。FI が再付与されることで、侵害予防や無効資料の調査等で昔の特許公報を検索する場合でも、最新の FI を用いれば遡及的に古い公報もヒットする。ただし、再分類期間中は新旧両方の FI を利用して検索する必要がある²⁾。

なお、J-PlatPat で FI の遡及検索ができるのは、「特許・実用新案分類検索」のみで、多くのユーザーが用いる「特許・実用新案テキスト検索」では、公報発行時の FI が検索されるに留まる。IPC と F タームについても同様で、「特許・実用新案テキスト検索」では公報発行時の特許分類が検索されるに過ぎない。この点は商用データベースと異なるため、良く注意する必要がある。

出願から数年経った特許出願について、再付与された最新の分類を知るには J-PlatPat などの特許データベースで出願の経過情報を確認すれば良い。経過情報には最新の特許分類が掲載される。

FI はわが国の技術に合わせて細分化され、ほとんどの商用データベースでは最新の FI を用いれば、古い特許公報の遡及検索が可能である。そのため、実務上、日本の特許調査を行う時には、IPC よりも FI を使うことが多い。

3.3 ファセット分類記号

ファセット分類記号とは、FI の全範囲または所定の範囲を、FI とは異なる観点から展開した分類である。ファセット分類記号は 3 文字の英文字で表される。ファセット分類

記号を用いれば、FI と異なる観点で検索できる。以下は、ハイブリッド自動車に関するファセット分類記号である。

(ファセット分類記号の例) ZHV

ただし、ファセット分類記号の整備状況や網羅性は必ずしも高くない。あくまで筆者の経験の範囲ではあるが、特許調査でファセット分類記号を用いる機会はあまり多くない。

3.4 F ターム

F タームは、技術分野ごとに種々の技術観点（目的、用途、構造、材料、製法、処理操作方法、制御手段等）を展開した我が国独自の特許分類である。約 34 万の項目からなる。特許審査の先行技術調査を効率的に行うために開発され、関連する先行技術文献を技術分野に応じて数十件～数百件程度に絞り込めるように設計されている。すなわち、本来は審査官が拒絶理由通知を打つための分類であり、漏れの少なさ（網羅性）よりも検索の効率性を重視して設計されている。

F タームは 9 桁の英数字からなり、IPC とは全く体系が異なる。最初の 5 桁の英数字のことをテーマコードと呼ぶ。テーマコードは技術的にまとまりのある FI を横断する形で設けられる。そして下 4 桁のタームが観点を表している。以下、食品生地の製造・加工に関する F タームを例に説明する。

テーマコード 4B031 は、生地の製造装置または加工装置に関する技術分野を表し、対応する FI は A21C1/00-15/04@Z である。

ターム CA01 は最終製品の種類が麺類の分類である。4B031CA01 は「麺類」の生地の製造装置または加工装置の分類を表している。CA01 の隣に CA02 がある。CA02 は麺類の具体例（下位概念）として、「うどん」を表す分類である。4B031CA02 は「うどん」の生地の製造装置または加工装置の分類となる。

なお、F タームが付与される公報の範囲を知るには、「F

ターム解説」を参照する必要がある。図 2 のテーマコード「4B031」部分をクリックすると、F ターム解説が表示される。なお、F ターム付与の特許庁は解析と呼んでいる。その中に「・F ターム解説文献の対象」という項目がある。その記載は以下の通りである。

「生地の製造及び成形装置」という、本テーマに沿って解析する。

特許（実用新案登録）請求の範囲を中心に解析するが、発明（考案）の詳細な説明（特に実施例）及び図面に開示された事項も解析の対象とする。さらに補正書が添付されている場合は、その内容も解析の対象とする。

明らかな慣用手段、従来技術などは、例えば、特許請求範囲中の記載であっても対象としない。

4B031 については、請求の範囲を中心に F タームを付与するが、従来技術を除いた公報全文も付与対象にしている。F タームによっては従来技術を含めた公報全文を付与対象とするもの、請求の範囲のみを付与対象にするものなどもある。ただし、F タームの付与がどの範囲であっても、適切な F タームを用いれば、必要な公報はある程度ヒットするし、元々 F タームは網羅性の高い分類ではない。F タームの付与範囲については必要以上に神経質にならなくても良いだろう。

F タームリストを作成し直したり、新たに作成した際には、過去に発行された公報に F タームを付与し直す作業（再解析）が行われる。その結果、FI と同じく最新の F タームを用いれば、旧 F タームが付与された特許文献も検索できる。ただし、再解析期間中は、通常新旧両方の検索インデックスを利用して検索する必要がある²⁾。

なお、F タームには Fm と Fs と呼ばれる種類がある。図 2 も Fm の例である。F タームの多数は Fm である。Fm については、同一のテーマコード内で積または和を用いて検索するのが原則である。

Fs というのは、簡単に言うと、比較的出願の少ない分野について、単一の観点で FI を区切り直したものである。

4B031		生地の製造装置または加工装置										熟機器		
		A21C1/00-15/04@Z												
観点	Fターム												FI適用範囲	
	CA	CA00	CA01	CA02	CA03	CA04	CA05	CA06	CA07	CA08	CA09	CA10		A21C1/00-15/04@Z
	最終製品の種類	・麺類	・うどん	・そうめん、ひやむぎ	・日本そば	・中華麺	・スパゲティ、マカロニ	・麺皮（ギョーザ皮）	・澱粉類、碱化麺	・パン類	・食パン、山形パン			
	CA11	CA12	CA13	CA14	CA15	CA16	CA17	CA18	CA19	CA20				
	・ロールパン	・パイ、ペストリー	・折り生地使用	・ケーキ類（←カステラ）	・ビスケット、クッキー	・煎餅、あられ	・コーンカツプ、ウエファース	・ドーナツ	・ピザ、たこ焼、お好み焼	・その他				
CB	CB00	CB01	CB02	CB03	CB04	CB05	CB06	CB07	CB08	CB09	CB10			
異種食品との層状組み合わせ	・積層状にはさみ込むもの	・包皮（包み込み）	・多層押し出し	・包絡（丸め工程を含むもの）	・注入（←インジェクターによるもの）	・巻き込み	・上面への散布（←トッピング）	・粉粒体の散布、まぶし	・ペースト、液体の塗布、噴霧	・その他				

図 2 食品生地の製造・加工に関する F ターム

2C032	教示用装置								自然資源	
	G09B23/00-29/14									
観点	Fターム									FI適用範囲
AA	AA00	AA01	AA03	AA04	AA05					G09B23/04
	図形理解	・投影法または透視画法用	・幾何学用	・平面図形	・立体					
BA	BA00	BA01								G09B23/06@Z
	物理学用	・土庄実験用								
BB	BB00	BB01	BB02	BB03	BB04	BB05	BB06	BB08	BB10	G09B23/08
	力学用	・物体の運動に関するもの	・振動	・直線運動に関するもの	・空間における運動	・物体のつり合いに関するもの	・力の表示	・エネルギー	・気体力学用	

図3 Fsの例

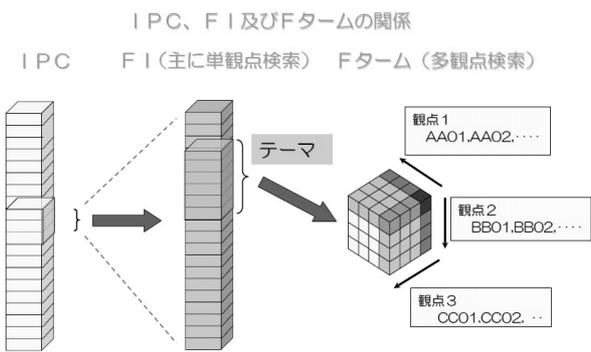


図4 IPC, FI及びFタームの関係²⁾

図3にFsの例を示す。

この例では、AAの列はFI=G09B23/04を細分化したものの、BAの列はFI=G09B23/06@Zを細分化したものの、BBの列はFI=G09B23/08を細分化したものである。各列が別々のFIに対応するため、Fsを用いる場合には、原則として同じFI適用範囲のターム(図3の枠内)の積または和を用いて検索する。

IPC, FI, Fタームの関係をわかりやすく説明した図が特許庁のテキストにあるため、引用させて頂きたい(図4)。

3.5 CPC

CPC (Cooperative Patent Classification) とは、欧州特許庁と米国特許商標庁の二庁が策定する分類である³⁾。CPCはIPCを欧米の技術に合わせて細分化したもので、FIと似ている。CPCは約25万の項目からなる。CPCは欧州と米国の特許公報に付与される他、その他の国の公報や一部の非特許文献にも付与される。韓国や中国等も導入を決めており、今後付与される文献の増加が見込まれる。ただし、CPCは欧米が分類付与と改定の主導権を握っており、必ずしも日本、韓国、中国等が強い技術分野に合った分類とは言えない。したがって、わが国はCPCを導入していない。

(例) IPCとCPC共通: H04M1/02

・電話機の構造的態様

CPCのみ: H04M0202

・携帯電話セット, 例: コードレス電話, モバイル電話又は棒型ハンドセット

なお、欧州特許庁ではCPCの導入前にECLA (European Classification System) を付与していた。ECLAは分類体系がCPCとほぼ同じであるため、ECLAを機械的にCPCへ変換可能である。実際、商用データベースでCPCを使った検索をすれば、ECLAが付与された昔の欧州公報もヒットすることが多い。そのため、ECLAの詳細は割愛する。

3.6 USクラス

2014年頃まで米国特許公報へ付与されていた独自分類である。約17万の分類からなる。USクラスは3桁のクラスと、1桁以上のサブクラスからなり、IPCとは全く体系が異なる。かつては米国特許商標庁(USPTO)がUSクラスを優先して付与していた関係上、米国特許公報のIPCは精度が高くなかった。侵害予防調査や無効資料調査等で、昔の米国特許公報を調査する場合には、CPCとUSクラスを併用して検索する必要がある。以下は、半導体素子に関するUSクラスの例である。IPCとは体系が全く異なっている。

(例) 257/1

“257”が「半導体素子」の「クラス」で、“1”が「バルク効果装置」を表す「サブクラス」。

4. 特許分類の調べ方

IPC, FI, ファセット分類記号, Fタームについては、工業所有権情報・研修館(INPIT)の「特許マップガイド」に、最新の分類表が掲載されている⁴⁾。

CPCやUSクラスについては、米国特許商標庁のサイトに分類表がある他、欧州特許庁にもCPCの分類表がある⁵⁾。特許庁の「分類対照ツール」⁷⁾や三極庁内分類の「対応関係参照ツール」⁸⁾を用いれば、日本語でCPCやUSクラスを参照することもできる。

実際に特許分類を探す際には、特許マップガイド等へ技術キーワードを直接入力する方法の他、キーワードを使った予備検索を行って関連のある公報を見つけ、そ

の公報に付与された分類をパテントマップガイダンス等で確認するやり方もある。後者のやり方のほうが、パテントマップガイダンス等に記載された分類表のキーワードと、自分が入力したキーワードが異なっても分類を見つけることができ、探しやすい。

5. 特許分類活用時の注意点

5.1 発明主題に対して IPC 等を付与

教科書的な特許分類の説明は終わりにして、特許分類活用時の注意点について説明したい。上述の通り、IPC や FI は発明主題に対して付与される。繰り返すが、発明主題とは請求項に記載された発明のポイントとなる部分である。請求項に記載された技術キーワード全部に IPC や FI が付与される訳ではない。逆に言えば、請求項にキーワードの記載があっても発明主題でない判断されれば、IPC や FI は付与されない。したがって、適切な特許分類を使って検索しても、請求項に記載されたキーワードが漏れなく検索されるとは限らない。

5.2 特許分類を付与するのは人間

人が特許公報を読んで分類している以上、特許分類の付与漏れや間違いもゼロではない。上述の通り、発明には複数の技術要素が含まれることも多い。例えば、スマートフォンに用いられる液晶ディスプレイに関する発明であっても、その特徴が液晶パネルの表示機構なのか、液晶を駆動するトランジスタなのか、タッチパネルなのかにより発明主題は変わってくる。だが、複数の技術要素に対して、何が発明主題なのかを判断するのは簡単ではなく、特許分類の付与担当者ごとに特許分類が異なることもある。その結果、適切と思われる特許分類を選んで検索したとしても、検索漏れは生じ得る。

5.3 分類の付与ルールを考慮する

IPC や FI は発明主題に付与されるため、技術 A の FI(A) と、別の技術 B の FI(B) の積をとると、発明主題が A と B 両方にあると判断された特許公報のみヒットする。請求項や明細書に技術 A と B 両方が記載されていても、発明主題と判断されなければ、両方の FI や IPC は付与されず、FI(A) と FI(B) の積では、技術 A と技術 B の両方が記載された公報を漏れなく検索することはできない。FI と FI の積をとると件数が激減し、一見すると絞り込みができたように思えるが、実際には膨大な検索漏れが生じている。

なお、テーマコードが異なる F タームの積をとった場合にも、テーマコードの仕組み上、異なる FI をかけたことになるため同様の問題が生じ得る。FI と FI の積やテーマコードの異なる F タームの積を取る場合には、上記の問題があることを良く認識して行うべきである。

FI と FI の積や、テーマコードの異なる F タームの積は禁じ手と教える方もいる。一方、技術 A の FI(A) と技術 A のキーワード KW(A) を並列に足し込んで、別の技術 B の FI(B) とキーワード KW(B) の和とかける (FI(A)+KW(A))

×(FI(B)+KW(B)) という検索のやり方もある。このやり方をしてしまうと、分類同士の積が検索漏れを起こす一方、キーワード同士の積がノイズを大量に含むことになり、ヒット件数が多い割に必要な公報が漏れて苦勞する。分類とキーワードを組合せる際には、一律に行うのではなく、その付与ルールやそれぞれのヒット件数を考慮しながら検索式を組み立てたほうが良い。

件数の多い IPC, FI に対しては要約、請求項、全文等のキーワードをかけて絞り込み、F タームについては、同じテーマコード内で和や積をとるのがオーソドックスな検索手法である。分類の付与漏れやキーワードの選定漏れがあっても、いくつかの検索式を作って和をとれば、互いにカバーされて検索漏れは生じにくくなる。

もちろん、実際には FI と FI の積や、テーマコードの異なる F タームの積を使って検索する場合もある。これらは必ずしも禁じ手ではないが、検索に慣れた上級者が行う手法であって、初心者が行うものではないと思っておいたほうが無難である。

5.4 外国特許調査時の注意点

IPC は世界共通の特許分類ではあるが、上述の通り分類付与は人間が行うものである。また各国特許庁で付与の方針が異なる場合もある。そのため、同一の発明であっても、各国特許庁が付与した IPC が異なっているケースもある。

以下、表 2 にはアップルのバウンススクロール米国特許 (US7,469,381B2) と五大特許庁の patents ファミリーについて、公報発行時に付与された IPC を記載した。

国ごとに請求項に記載された発明が異なっている可能性もあり、どの国の特許庁の IPC が正確なのか簡単には判断できないが、五大特許庁が付与した IPC は、それぞれ少し

表 2 アップル特許のファミリー IPC

特許庁	発行時 IPC	IPC の説明
米国	G06F3/01	・ユーザーと計算機との相互作用のための入力装置または入力と出力が結合した装置
日本	G06F3/041	・・・変換手段によって特徴付けられたデジタルタイザ
	G06F3/048	・・・グラフィカルユーザインタフェース (GUIs) に基づく相互作用技術
欧州	G06F3/048	・・・グラフィカルユーザインタフェース (GUIs) に基づく相互作用技術
韓国	G06F3/03	・・・器具の位置または変位をコード信号に変換するための装置
	G06F3/041	・・・変換手段によって特徴付けられたデジタルタイザ
	G06F3/048	・・・グラフィカルユーザインタフェース (GUIs) に基づく相互作用技術
中国	G06F3/048	・・・グラフィカルユーザインタフェース (GUIs) に基づく相互作用技術
	H04M1/725	・・・コードレス電話

ずつ異なっている。その一方で、明らかに間違った分類が付与された公報もない。IPC を使って外国特許調査を行う際には、日本の特許公報に付与された IPC をそのまま使うのではなく、その国の特許庁が公報に付与した IPC を参考にして検索すべきである。

6. おわりに

特許分類の概要とその実際について、実務で必要と思われる基本事項を解説した。しかし、筆者の力不足により、わかりやすく伝えられたのか、心許ない部分もある。本稿が初めて特許調査を行う方や、これから特許調査を専門的に行う方の参考になれば、筆者にとっても幸いである。

註・参考文献

- 1) 特許庁平成 27 年度知的財産権制度説明会（初心者向け）テキスト — 第 3 章産業財産権情報の利用—
http://www.jpo.go.jp/torikumi/ibento/text/pdf/h27_syosinsa/1_3.pdf [accessed 2016-03-20]
- 2) 特許庁平成 27 年度知的財産権制度説明会（実務者向け）テキスト

- ト —特許分類の概要とそれらを用いた先行技術文献調査—
http://www.jpo.go.jp/torikumi/ibento/text/pdf/h27_jitsumusya_txt/02.pdf [accessed 2016-03-20]
- 3) 特許分類の概要とそれらを用いた先行技術文献調査～外国特許文献調査における特許分類編～ 平成 27 年 4 月
<http://www.inpit.go.jp/content/100640968.pdf> [accessed 2016-03-20]
- 4) 工業所有権情報・研修館 パテントマップガイダンス (PMGS)
https://www5.j-platpat.inpit.go.jp/pms/tokujitsu/pmgs/PMGS_GM101_Top.action [accessed 2016-03-20]
- 5) USPTO Classification Search
<http://www.uspto.gov/web/patents/classification/> [accessed 2016-03-20]
- 6) EPO Cooperative Patent Classification
http://worldwide.espacenet.com/classification?locale=en_EP [accessed 2016-03-20]
- 7) 特許庁 分類対照ツール
http://www.jpo.go.jp/cgi/cgi-bin/search-portal/narabe_tool/narabe.cgi [accessed 2016-03-20]
- 8) 特許庁 三極庁内分類の対応関係参照ツール
<http://www.jpo.go.jp/cgi/cgi-bin/search-portal/trilateral/trilateral.cgi> [accessed 2016-03-20]

Special feature: Classification, with a Fresh Eye. Part 2. Patent Classification. Akira Tsunoda (Tsunoda Patent Office, Kyoshin Building 402, 4-24-5 Kotobashi, Sumida-ku, Tokyo 130-0022, Japan)

Abstract: Patent classification is explained for patent beginners or those who work in the patent search from now. For easy to imagine the patent classification, it is compared with a biological classification. The outline of International Patent Classification (IPC) is explained. This paper describes FI, Facet Classification and F-Term those are Japanese patent classifications, in comparison with the International Patent Classification. The classification methods for patent publications are also explained. In addition, CPC and US class are introduced, those are foreign patent classifications. Finally, this paper explains how to identify the patent classification when you search patent publications.

Keywords: International Patent Classification / File Index / File Forming Term / Patent classification method / Subject-matter of invention